

記者発表資料

平成20年6月9日（月）

農林部 生産振興課

内水面漁場管理委員会・水産担当

内線4151 外線048-830-4151

コイヘルペスウイルス（KHV）病の確定診断結果について

東松山市のゴルフ場内の池で死亡したニシキゴイについて、独立行政法人水産総合研究センターにKHV病の確定診断を依頼したところ、本日、次の結果が出ました。

1 経過及び検査結果

- (1) 5月30日 ゴルフ場が農林総合研究センター水産研究所に検体を持ち込み、検査を依頼。
- (2) 6月 5日 農林総合研究センター水産研究所による一次検査で陽性（2尾中2尾）。ゴルフ場に対してはコイの移動の自粛を要請するとともに、（独）水産総合研究センター養殖研究所に診断を依頼。
- (3) 6月 9日 （独）水産総合研究センター養殖研究所（三重県）による検査で陽性の診断が確定（2尾中2尾）。

2 今後の対応

ゴルフ場に対して、引き続きコイの移動自粛を要請するとともに、感染経路の調査など情報収集を行い、KHV病のまん延防止を図る。

3 その他

KHV病は、コイ特有の病気で、他の魚や人に感染することはありません。また、この病気のコイを食べても、人に害はありません。

平成20年6月13日
産業労働局

コイヘルペスウイルス（KHV）病の新たな発生

下記の水域で採取したコイについて、(社)水産資源保護協会による1次診断及び国による最終診断の結果、コイヘルペスウイルス（KHV）病の発生が確認されましたのでお知らせいたします。

発生水域	1次診断結果 (陽性数/検体数)	最終診断結果 (陽性数/検体数)
個人池(区部)	2/2	2/2

* 1次診断は(社)水産資源保護協会で、最終診断は独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所で実施しました。

* 水域の管理者に対しては、コイの移動・持ち出し禁止等をお願いしています。

【問合せ先】

産業労働局農林水産部水産課 駒、小口

TEL 03-5320-4847 (内) 37-410、411

《参考》これまでの都内での箇所別発生件数 (H20.6.1現在)

発生箇所		件数			
		平成15~17年	平成18年	平成19年	平成20年
河川	多摩川	0	0	0	0
	大栗川	0	0	0	0
	三沢川	0	0	0	0
	湯殿川	0	0	0	0
	野川	0	0	0	0
	浅川	0	0	0	0
	境川	0	0	0	0
	神田川	0	0	0	0
	仙川	1	0	1	0
	妙正寺川	0	1	0	0
上水等	2	1	2	0	
公園等		34	2	3	0
民間(釣堀等)		13	4	2	0
合計		58	9	7	0



インターネットでの情報提供

提供予定月日

6 / 12

平成20年6月11日(水)		資 料 配 付	
所 属	担 当	担当者氏名	電話番号
水 産 課	水産担当	武藤 義範	内線2893
河川環境研究所	資源増殖部	三浦 航	0586-89-6352

コイヘルペスウイルス (KHV) 病の検査結果について (59報)

県内におけるKHV病の発生については、平成15年11月19日の初確認以来、これまでに58回にわたって記者発表を行ってきたところですが、今回、新たにKHV病の発生が確認されましたので、その概要について次のとおり報告いたします。なお、今年度、KHV陽性の診断結果が出たのはこれが初めてです。

1 検体の種類及び検査結果

- 平成20年6月4日に、各務原市内の鉄砲川で発見した死亡コイ4尾から、検査用サンプルを採取し、県河川環境研究所で一次診断を実施したところ、4検体全てがKHV陽性と診断されました。
- この検体について、(独)水産総合研究センター養殖研究所へ確定診断を依頼したところ、6月11日、陽性と診断されました。

検体の区分	採取日	検体の状態	一次診断【河川環境研究所】			確定診断【養殖研究所】	
			陽性	擬陽性	陰性	確定診断依頼検体数	(陽性数/検体数)
鉄砲川 (各務原市)	6/4	死亡魚4尾 (錦鯉1尾、マゴイ3尾)	4	0	0	4	4/4

【分析法】ポリメラーゼ連鎖反応法 (PCR) : 病原体の特異的遺伝子を検出する方法

2 陽性と診断されたコイの状況等

- 6月4日、各務原市川島松倉町地内(雁場橋周辺)の鉄砲川で地元住民が死亡コイを発見し、各務原市役所へ通報。通報を受けた同市役所から県水産課へ連絡があった。
- 鉄砲川では、6月2日より死亡コイが見られるようになり、6月11日までに計21尾の死亡コイが確認されています。
- ここ数年放流の実態もなく、感染経路は不明。

3 これまでの県内でのKHV発生状況等

- (1) 平成15年11月19日以降、今回の発表までの間に延べ296箇所、790尾の検査を実施しました。その結果は、次のとおりです。

区 分	調査箇所数 (うち陽性箇所数)	調査尾数 (うち陽性尾数)
養殖場	30 (5)	154 (8)
釣り堀	6 (4)	19 (12)
河川	55 (32)	110 (66)
ため池	8 (4)	33 (21)
野池	1 (1)	2 (2)
水路	17 (12)	34 (17)
公園池	13 (4)	29 (7)
学校池	2 (0)	3 (0)
個人池	155 (86)	386 (151)
事業所・事務所池	4 (2)	10 (5)
その他	5 (3)	10 (5)
計	296 (153)	790 (294)

- (2) これまでに28市町村管内で発生が確認されています。

岐阜市、大垣市、高山市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、輪之内町、揖斐川町、池田町、川辺町、白川町、東白川村

4 対策

- ・KHV病の発生が確認された鉄砲川については、各務原市に鉄砲川の監視及び死亡コイの処分について要請するとともに、関係漁業協同組合に対して当該河川からコイを持ち出さないよう指導いたします。

5 その他

- (1) 農林水産省消費・安全局のコイヘルペスウイルス病に関する見解は、次のとおりです。
- ・コイヘルペスウイルス病は、コイ及び錦鯉以外の魚には感染しません。
 - ・人に感染することはなく、仮に感染したコイを食べても人体には影響はありません。

- (2) 異常なコイを見つけた場合には、最寄りの市町村又は県農政部水産課へ連絡をお願いします。

※ 農政部水産課水産担当 TEL 058-272-8455

コイヘルペスウイルス病の確定について

平成20年6月9日
京都府農林水産部水産課
TEL075-414-4992

過日、京都市左京区の宝が池公園の池で採取したニシキゴイについて、独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所（三重県南伊勢町）に検査を依頼しておりましたが、本日、コイヘルペスウイルス病であると確定診断（今年度初めて）されましたので、お知らせします。

記

1 経 過

- ・ 6月3日 京都市左京区の宝が池公園の池でニシキゴイ1尾を採取
- ・ 6月5日 府立海洋センターで検査の結果、陽性の疑い
独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所（三重県度会郡南伊勢町）に確定診断を依頼
- ・ 6月9日 養殖研究所が、コイヘルペスウイルス病であると確定診断

2 今後の対応等

管理者である京都市に対し、以下のとおり指導し、まん延防止を図る。

- ・ 死亡コイについては、発見次第回収し、焼却処分すること
- ・ 池の監視を強化するとともに、コイ及び池の水の持ち出しを禁止する旨の看板の設置等により、一般府民に対して、コイの移動禁止措置の周知徹底を行うこと

3 そ の 他

- ・ 府においては、京都府内水面漁場管理委員会指示により、府内全河川でのコイの河川への放流や河川への投棄は禁止となっています。
- ・ 今年度の発生状況 4県で発生(5月25日現在)（熊本県、愛知県、兵庫県、鳥取県）
- ・ 府内の発生状況 今回の確定分を含め45例目
(15年度10例、16年度28例、17年度2例、18年度1例、19年度3例、20年度1例（今回含む）)

【参 考】

コイヘルペスウイルス病

- マゴイ・ニシキゴイ特有の病気で目立った外部症状はなく死亡率が極めて高い
- 感染魚との接触や飼育水を介して病気が広がり、現在のところ治療法なし
- コイ以外の魚や人には感染せず、仮に感染したコイを食べても影響はない

資料提供
 平成20年 6月12日
 課名 水産課
 担当者 宮林・木村
 電話 513-3610 513-3611

コイヘルペスウイルス病への対応について

1 概要

6月12日に、安芸高田市吉田町の多治比川で死亡して発見されたニシキゴイについて、広島県立総合技術研究所水産海洋技術センターが検査を行ったところ、本日、コイヘルペスウイルスの陽性が確認された。

2 発生状況等

(1) 検査結果

検査日	発生場所	検査結果
6月12日	多治比川（江の川水系） （安芸高田市吉田町）	検体3尾中3尾から陽性反応

(2) 経緯

- ① 平成20年6月12日に、多治比川において合計4尾の死亡したニシキゴイを確認。
- ② 死亡したコイはすべて回収。
- ③ 死亡したコイ3尾を検体として水産海洋技術センターに送付。1尾は処分。

3 対応

(1) 対策本部等の開催、設置

6月12日、農林水産局において広島県養殖水産動植物特定疾病対策本部員会議を開催するとともに、江の川水系を所管する芸北地域事務所農林局・備北地域事務所農林局・同庄原支局に現地対策本部を設置した。

(2) 関係機関等への対応

国土交通省三次河川国道事務所、島根県、県関係部局、安芸高田市・三次市・庄原市・北広島町及び関係漁業協同組合などの関係機関に対し、住民等への広報の徹底、河川の監視強化及び死亡したコイの適正処分など江の川水系における今後の本疾病の発生への対応を要請した。

(3) 委員会指示

平成19年7月28日より広島県内水面漁場管理委員会指示により江の川水系からのコイの持ち出し及び放流等を禁止している。

(4) 関係団体への指示等

広島県内水面漁業協同組合連合会及び広島県淡水魚養殖組合（ニシキゴイ養殖業者の団体）を通じ、発生状況を連絡するとともに、各漁場及び養殖場でのまん延防止の徹底について指示した。

コイヘルペスウイルス病はコイ特有の病気で、マゴイとニシキゴイのみが発病します。
 コイヘルペスウイルスは、30℃以上では増殖することができないため、ヒトには感染しません。
 また、仮に感染したコイを食べても人体にはまったく影響ありません。

平成20年6月9日

プレスリリース

四万十川におけるコイヘルペスウイルス（KHV）病の発生について（第22報）

1. 概要

平成20年6月4日（水）に四万十川（四万十町家地川）で採取したマゴイについて、コイヘルペスウイルス（KHV）が確認されましたのでお知らせします。

四万十川での発生は平成18年7月に2例が確認されておりますが、今年度は初の事例です。

2. 経過

平成20年6月4日に四万十川（四万十町家地川）で死亡していたマゴイ4匹を回収し、県内水面漁業センターが検査しました。検査には、回収した検体のうち診断可能なマゴイ3匹を用いました。この結果、同年6月9日に3検体のうちの1検体からコイヘルペスウイルス（KHV）の陽性反応を確認しました。

3. 発生原因

平成17年に県内の河川域でKHV病の発生が確認されて以降に発生しているKHV病との関連も含め、今回のKHV病の発生原因は特定できていません。

4. 県の対応

- (1) KHV病のまん延防止を図るため、関係市町村等とともに河川等を巡回し、コイの死亡が見られたときには、早期回収と適切な処理を行います。
- (2) 今回発生が確認された水域は、平成19年9月19日付け高知県内水面漁場管理委員会指示第90号に基づき、生きたコイの持ち出しを禁止する水域に指定しています。（平成19年9月20日付け高知県告示600の2）

※四万十川水域における指定水域の範囲

渡川水系本支流（四万十川、後川、中筋川、黒尊川、広見川、橋原川、仁井田川等）

5. 県民の皆様へ

- (1) 県民の皆様には、本県でのKHV病のまん延防止を図るため、県内の各河川や池のコイを移動させないようお願いします。また、死んだコイを発見した場合や個人池のコイに異常が見られた場合には、県水産振興課（088-821-4606）までご連絡をお願いします。
- (2) KHV病は、感染したコイから水を介して別のコイに感染しますが、コイ以外の魚や人には感染しません。また、仮に感染したコイに触れたり、食べたりしても人体に影響はありません。
- (3) 高知県内水面漁場管理委員会では、県内全域の公共用内水面等でのコイの放流制限や遺棄の禁止を指示していますのでご注意ください。（平成19年9月19日付け内水面漁場管理委員会指示）

※報道機関の皆様には、この連絡先を掲載していただきますようお願いします。

<問い合わせ先>

高知県水産振興課 担当：西山、宮澤

TEL 088-821-4606

平成20年6月13日

プレスリリース

舟入川におけるコイヘルペスウイルス（KHV）病の発生について（第23報）

1. 概要

平成20年6月11日（水）に国分川支川の舟入（ふないれ）川で採取したニシキゴイからコイヘルペスウイルス（KHV）が確認されましたのでお知らせします。

国分川水系の河川では平成17年9月から10月にかけて、KHVによると思われるコイの死亡が確認されておりますが、今年度は初の事例です。

2. 経過

平成20年6月11日に舟入川（南国市篠原付近）で死亡していたニシキゴイ3匹を回収し、高知県内水面漁業センターが検査しました。この結果、本日、3検体のうちの全てからコイヘルペスウイルス（KHV）の陽性反応が確認されました。

3. 発生原因

平成17年に県内の河川域でKHV病の発生が確認されて以降に発生しているKHV病との関連も含め、今回のKHV病の発生原因は特定できていません。

4. 県の対応

- (1) KHV病のまん延防止を図るため、関係市町村等とともに河川等を巡回し、コイの死亡が見られたときには、早期回収と適切な処理を行います。
- (2) 今回発生が確認された水域は、平成19年9月19日付け高知県内水面漁場管理委員会指示第90号に基づき、生きたコイの持ち出しを禁止する水域に指定しています。（平成19年9月20日付け高知県告示600の2）

※国分川水域における指定水域の範囲

国分川水系本支流（国分川、舟入川、明見川など）

5. 県民の皆様へ

- (1) コイヘルペスウイルスは、それに感染したコイから水を介して別のコイに感染します。このことから、KHV病のまん延を防止するために、河川で釣ったコイを自宅の池に移したり、池で死んだコイを河川に遺棄するなど、コイを移動させることは絶対にしないようお願いいたします。また、死んだコイを発見した場合や個人池のコイに異常が見られた場合には、県水産振興課（088-821-4606）までご連絡をお願いいたします。
- (2) KHV病は、コイ以外の魚や人には感染しません。また、仮に感染したコイに触れたり、食べたりしても人体に影響はありません。
- (3) 高知県内水面漁場管理委員会では、県内全域の公共用内水面等でのコイの放流制限や遺棄の禁止を指示しています。（平成19年9月19日付け内水面漁場管理委員会指示）委員会指示に違反した場合には、漁業法に基づいて罰せられることがあります。

※報道機関の皆様には、この連絡先を掲載していただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

高知県水産振興課 担当：西山、宮澤

TEL 088-821-4606